

○久留米大学実験動物安全管理委員会規程

〔平成 23 年 3 月 16 日
規程 第22-7号〕

(設置)

第1条 この規程は、久留米大学における腎症候性出血熱及び実験動物と動物実験の安全管理に関する重要問題について審議するために、久留米大学実験動物安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、久留米大学動物実験委員会の委員をもって組織する。

(委員長)

第3条 委員会に、委員長を置き、久留米大学動物実験委員会委員長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、医学部事務部庶務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、久留米大学の腎症候性出血熱及び実験動物と動物実験の安全管理に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (23. 3. 16)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。